

政令市における子どもの権利にかかる相談・救済機関の状況

No.	政令市名	救済機関名	活動内容（ホームページ等引用）	相談方法等	救済方法等	人員
1	札幌市	札幌市子どもアシストセンター	・子どもに関する相談に幅広く応じ、助言や支援を実施。 ・権利侵害からの救済の申立て等に基づき、公的第三者の立場で、問題解決に向けた調査や関係者間の調整を行う。	（方法）電話、メール、面談 （時間）月曜日～金曜日：10時～20時、土曜日：10時～16時 ※祝日、年末年始を除く （R4実績）1,136件	（救済方法）申立て又は救済委員の発議により、子ども又は保護者の同意を得て調査等に着手。 相談内容はすべて救済委員に報告され、発議を検討。 （R4実績）申立1件※ただし、調査対象外案件のため、着手せず。	・救済委員2名（弁護士、大学教授） ・調査員3名（教育、福祉、人権・法律の専門家） ・相談員7名
2	相模原市	さがみはら子どもの権利相談室（通称：さがみみ）	子どもの権利侵害についての様々な相談を、電話又は面接により、子どもの権利救済委員や子どもの権利相談員が受ける。 また、申出により、必要な調査を行い、問題の解決に向けたサポートを行う。	（方法）電話、面接 （時間）月曜日～金曜日：13時～20時、土曜日：10時～17時 ※祝日、年末年始を除く （R3実績）69件	（救済方法）申立て又は救済委員の発議により、子ども又は保護者の同意を得て調査等に着手。 相談内容はすべて救済委員に報告され、発議を検討。 （R3実績）申立0件	・救済委員3名（弁護士、大学教授） ・相談員4名
3	名古屋市	名古屋市子どもの権利相談室「なごもっか」	「名古屋市子どもの権利擁護委員条例」に基づき、子どもの権利を守る文化及び社会をつくり、公平・中立かつ専門的な立場から子どもの最善の利益の確保を目的に、子どもの権利が広く保障されるようさまざまな取り組みを行う。	（方法）電話、FAX、面談、手紙 （時間）月曜日・火曜日・金曜日：11時～19時、木曜日：11時～22時、土曜日：11時～17時 ※祝日、年末年始を除く （R4実績）460件	（救済方法）申立て又は救済委員の発議により、子ども又は保護者の同意を得て調査等に着手。 相談内容はすべて救済委員に報告され、発議を検討。 （R4実績）申立1件及び委員発議2件による調査開始。その他過年度調査開始分2件について対応。	・権利擁護委員5名（大学教授、弁護士） ・子どもの権利擁護調査相談員14名（社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理士、保健師等心理福祉に関する業務に従事するための資格を有する者、相談援助業務に一定期間従事した経験のある者等） ・子どもの権利擁護機関参与1名（大学教授）
4	川崎市	人権オンブズパーソン <u>※子どもの権利以外も対象</u>	川崎市人権オンブズパーソンは、子どもの権利の侵害と男女平等にかかわる人権の侵害について、簡易に安心して相談や救済の申立てができる制度。人権オンブズパーソンは、相談や救済の申立てを受けると、相談者の立場に寄り添いながら、問題が解決できるように助言や支援を行う。必要に迫るに応じて関係者や関係機関等の調査や調整を行い、問題の解決をめざす。	（方法）電話 ※申込は手紙、インターネットも可 （時間）月曜日・水曜日・金曜日：13時～19時、土曜日：9時～15時 ※祝日・年末年始は休み （R4実績）78件	（救済方法）申立て又は救済委員の発議により、子ども又は保護者の同意を得て調査等に着手。 相談内容はすべて救済委員に報告され、発議を検討。 （R4実績）申立3件。その他過年度調査開始分2件について対応。	・人権オンブズパーソン2名（弁護士） ・専門調査員4名（福祉関係のスキルと経験のある者） ・事務担当職員4名 ※上記は子どもの権利以外に男女平等にかかわる人権の侵害等の業務も実施。

※令和5年10月27日（金）時点で各市HPにて公開されている情報をもとに作成